一般会計補正予算（第３号）の専決処分が「不承認」となりました。

予算に関する専決処分について承認を求める議案が否決されましたので、町長として、町民の皆様に専決処分不承認についての説明責任を果たす観点から以下のとおりご報告いたします。

平成30年7月27日開催の町臨時議会において、町長への不信任決議が賛成多数で成立したことを受け、町長は8月6日に議会議長に対して議会解散を通知しました。

このことにより議会議員選挙経費等を予算措置する必要が生じましたが、議会解散により議会を招集できないことから、8月13日に一般会計補正予算（第３号）の専決処分を行いました。

9月議会定例会において承認を求めた結果、不承認となりましたが、その要因として最も影響を及ぼした行為は、町長が不信任決議の成立を受けて、議会を解散したことと考えられます。

不承認の結果を重く受け止め、二度とこのような事態が生じないよう適切な執行に努めてまいりますので、引き続き町政運営にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

みなかみ町長　鬼頭春二

※専決処分は、議会の承認が得られなくてもその効力に影響はありません。